



# 島根県報

令和2年11月27日（金）

号外 第 144 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

ふくろ網による採捕許可の定数の廃止	(水 産 課)	2
島根県漁業調整規則第56条第2項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式の廃止	( 〃 )	2
島根県内水面漁業調整規則第68条第2項の規定による漁獲成績報告書の様式の廃止	( 〃 )	2

**【訓 令】**

漁業監督吏員服務規程の一部改正	(水 産 課)	2
-----------------	---------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第690号**

ふくろ網による採捕許可の定数（昭和40年島根県告示第645号）は廃止し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

---

**島根県告示第691号**

島根県漁業調整規則第56条第2項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式（平成20年島根県告示第503号）は廃止し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

---

**島根県告示第692号**

島根県内水面漁業調整規則第68条第2項の規定による漁獲成績報告書の様式（平成21年島根県告示第171号）は廃止し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

---

**訓 令**

---

**島根県訓令第13号**

農林水産部  
支 庁  
水産事務所

漁業監督吏員服務規程（昭和25年島根県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日

島根県知事 丸 山 達 也

第1条中「第74条第1項」を「第128条第1項」に改める。

第4条第2項中「刑事訴訟法」の次に「（昭和23年法律第131号）」を加える。

第5条中「第74条第4項」を「第128条第4項」に改める。

別記様式を次のように改める。

## 別記様式その1 (第3条関係)

## 職 務 報 告 書 (島根県漁業取締船により職務を行った場合)

決 裁 欄			報 告 日	年 月 日
			行動予定日	年 月 日から 月 日まで
職務内容			報 告 者 職 氏 名	
出入港名 日 時	港出港	年 月 日 時 分	運 航 概 要	行程 海里 時間 分
	港入港	年 月 日 時 分		
	港出港	年 月 日 時 分		
	港入港	年 月 日 時 分		
	港出港	年 月 日 時 分		
	港入港	年 月 日 時 分		
仮 泊			行 動 内 容 の 概 略	
正午位置	北緯	度 分		
	東経	度 分		
		灯台から< 度> 海里		
乗船職員 職 氏 名			乗船漁業 監督吏員 職 氏 名	
乗船漁業 監督吏員 職 氏 名				
作業時間	出港準備作業		検 挙 注 意 指 導 等	
	入港作業 その他の作業 運航時間			
	合 計			

## 別記様式その2 (第3条関係)

## 職 務 報 告 書 (島根県漁業取締船によらず職務を行った場合)

決 裁 欄		報 告 日	年 月 日
		職 務 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
職 務 内 容		報 告 者 職 氏 名	
		行 動 内 容 の 概 略	
職 務 執 行 漁 業 監 督 吏 員 職 氏 名			
備 考		検 挙 注 意 指 導 等	

附 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。